

明日に向かって

大分県集落営農法人会ニュース第32号

発行：大分県集落営農法人会事務局

(大分県農協、大分県水田畑地化・集落営農課、
県域担い手サポートセンター)

TEL：097-574-8971 FAX：097-538-7125

1 法人の次世代の人材確保・育成 研修会

2 5県集落法人等連絡協議会サミットをオンラインで開催！！

法人の次世代の人材確保・育成 研修会

8月26日に、大分県と共催で「令和3年度集落営農法人人材確保対策研修会」を開催しました。

コロナ禍の中、初のオンラインにより県内各会場と結んでの今回の研修会は、①高齢化等によりオペレーターなどの担い手の不足、②新たな人材の確保・育成に加えて、③確保した担い手の定着を目的として、新たな人材確保・育成・定着に必要な知識や実践事例を学ぶ場となりました。

まず、大分県水田畑地化・集落営農課から「県内の集落営農法人の現状・課題について」。

集落営農法人のオペレーターの高齢化が進捗し、次世代への参加促進や雇用できる組織づくりに取り組む必要があることの説明がありました。

県外の先進事例は、島根県（農）三森原の「一戸複数参加制度による人材確保と世代交代の取組について」の発表でした。（農）三森原は、兼業農家を中心とした集落ぐるみ型の営農をしており、オペレーターは兼業組合員中心の経営に対応した当番制です。特徴的な取組みとして、集落営農の後継者対策のため、次世代に円滑

に経営継承できるよう『一戸複数組合員制』をH23年に導入し、7名の子世代が組合員となり作業に従事している。任意組織の頃から、家族ぐるみのレクレーション活動、集落共生・連帯の機運づくりにより子ども達のふるさと意識の醸成活動を行ってきたことで、集落への愛着を子ども達が持っていた。そして、法人という枠があったからこそ長年のコミュニケーションがプラスに働き世代交代が円滑になっている。また、法人経営の改善としては、地域の法人が連携して生産性の向上を図るため「LLP横田特定農業法人ネットワーク」を設立し、共販事業（統一ブランド米）、生産事業（統一栽培指針、転作事業管理）、共同事業（GAP管理）に取組み、法人経営を改善し集落の暮らしを守る活動を行っている。など具体的取組みが紹介され、集落コミュニティに基づいた集落営農活動により人材確保や、広域連携による経営改善が行われてることが伺えました。



⇒ 法人連合体の設立 『(株)アグリ南すおう』

2市1町で20法人+JAの出資。事務局はJA。

- ・農業資材の共同購入+機械・施設リース+農閑期の収益確保のための直営事業（共同防除・堆肥散布・センチピートグラス吹付）+後継者育成
- ・直営事業は、出資法人の担い手を活用して実施。

(3)大分県『地域の農地を地域で守り後継者が育つ集落営農』

発表者：(農)いけのうち 代表理事 徳丸 憲二

●ポイント

- ・法人の経営方針 「地域の農地は地域で守る」
耕作放棄地の防止 農用地の有効利用で農業所得を向上
農業機械を導入し、機械設備を充実
- ・「おたまじゃくしが生育できるような環境に優しい農業を！
いつか手が出て足が出てカエルになるぞ！」
- ・組合長中心から全員参加の分業体制へ！
後継者と役員の育成

『地域の農地は地域で守り 後継者が育つ集落営農』

◆発表要旨

- ・将来を見通す「いけのうち地域農業デザイン会議(役員、市、県、JA)」を設置。
『いけのうち方式：農地集積+後継者育成+園芸品目+反収・品質向上』
- ・農地集積率84% ⇒ 地元負担金無しでほ場整備。パイプライン化も実施
- ・ネギの新規就農者に、条件のよい農地を提供。Uターン1組と県外1組。
- ・高収益作物としてサトイモの導入。
- ・役員後継者の育成が課題 > 毎月の理事会で勉強会。会計の副担当制度も導入
- ・園芸リース団地設立で、新規就農者の受け入れ

(4)高知県『共に学ぶ新しい農業』株式会社ながおか

●ポイント

○人材確保・育成

- ・若い人材を地域内外から募集
> 5年後・10年後の地域農業の発展への投資
- ・働き過ぎない、無理をしない。
> 効率的で「かっこいい」農業。

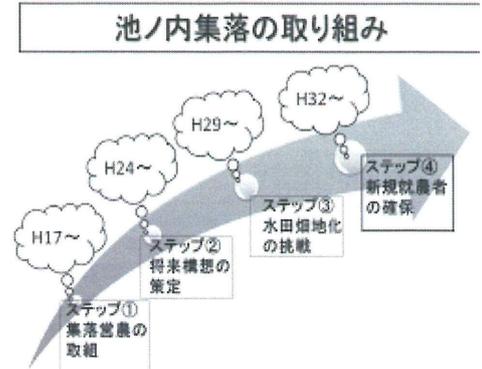
⇒ 『できれば、自分たちも若者の感覚を持ちながら農業をしていきたい。』

募集要件と法人のPR内容を練り、「共に学ぶ新しい農業」の実現に向けて走る。

- ・募集要件の明確化：週休2日制の導入。労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金の整備。
- ・募集要件と合わせて、法人が目指す「新しい農業」も説明。
- ・ハローワーク、自社HP、求人サイトへの掲載

◆発表要旨

- ・施設園芸では若手農業者も活躍するが、土地利用型は後継者不足。
- ・株式会社で機動的な経営を図る。JAの出資で、市、県の厚い支援。
- ・社労士と話し合って募集要件を明確にし、ハローワークで若手2人を正規雇用。働き方改革。残



業なしで週休2日制の導入。

- ・ 正確な作業日報で、部門別の損益計算書を作成し、部門別評価
- ・ 誰にでもわかるように作業マニュアルの作成。
- ・ アグリノートの活用と勉強会の開催。



(5) 島根県『(農)横尾衛門の取組みについて』

●ポイント

○多角化

- ・ 加工事業の展開 地域資源の活用と女性の就労の場の確保
- ・ 施設園芸 育苗ハウスの有効利用と女性や若手の就労の場確保のためミニトマトを開始。ちぢみ小松菜、ホウレンソウに拡大。
- ・ 集落放牧の導入 水田の条件不利地域の後背地対策

○周辺サポートと後継者育成

◆発表要旨

- ・ 20代と30代の女性2人がオペレーターや会計として働く。
- ・ 若手3人が専業のため、ミニトマトなどの施設園芸や農産物加工、肉用牛の放牧などの多角化。
- ・ 代表理事も各種社会保険へ加入することで、生活支援を確保。
- ・ 加工は、利益のでる事業へと工程の見直しなど県の支援を受ける。
- ・ 中心的な担い手として働く女性2人や、農産物加工での女性の活躍もあり、女性も組合員となることで結束力を高める。
- ・ 2つの法人が広域連携することで、広域的に対応していく。

事例発表を受けて、コーディネーターの大阪経済大学 山本 公平 教授が、『事例発表の総括と取組の方向性について』として、全体の取りまとめと、広島県の集落法人向けの施策紹介、集落法人の今後に関するアンケート結果の特徴の説明がありました。

また、各県組織の代表者会議がおこなわれ、国への要望について合意し、幹事県の広島県が代表して、中国四国農政局長に手渡し、農林水産省へ届けてもらうことが決定されました。

○「中山間地域の集落営農法人の継続性の確保に関する国への提案事項について」

1 人材の確保について

- ・ 農の雇用事業や農業次世代人材投資資金にかかる年齢要件等の緩和
- ・ 広域連携組織の設立や運営に対する支援 など計3項目

2 収益性の確保について

- ・ 中山間地域農業の公益的機能等を評価した農地整備事業の採択
- ・ 農業経営基盤強化準備金の要件緩和
- ・ 農事組合法人における従事分量配当の優遇措置 など計11項目

来年は、山口県が幹事県です。『おいでませ！ 山口へ！！』

集落法人の仲間と集えるのが待ち遠しいですね。

収入保険がサポートします!



農業経営には様々な**リスク**があるんだよね…

自然災害で減収



市場価格が下落



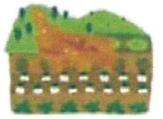
病気で収穫不能



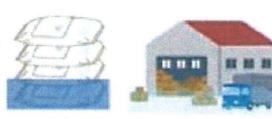
コロナの影響による収入減少



災害で作付不能



倉庫の浸水被害



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損

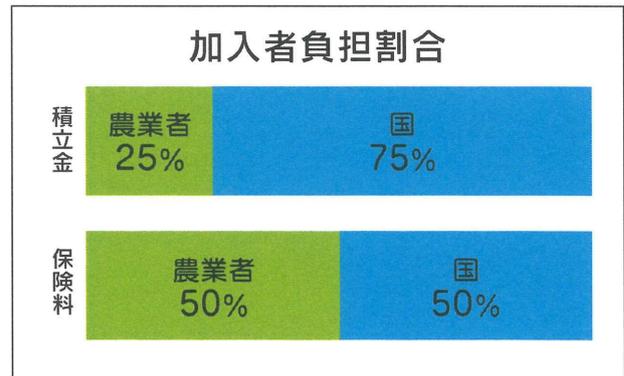


収入保険のポイント

○全ての農産物を対象に、自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少(新型コロナウイルス等)を補償。

○農業者ごとに基準収入の9割を下回った場合に、差額の9割を上限に補填。(例えば、基準収入が1,000万円の方の収入がゼロになった場合でも、最大810万円まで補償)

○保険料等の**50%**、積立金の**75%**を国庫補助。(上記の方で、収入がゼロになった場合でも補償するタイプの保険料は8.9万円。積立金(掛け捨てではない)は22.5万円で、補填の際は最大この3倍の額を国から補助して支払)



○保険期間中の大きな損害発生時には、**無利子のつなぎ融資**で対応。

⚠ **令和2年の収入保険**から、**安い保険料で加入できるタイプ**を選択可能。(補償の下限を選択すれば、保険料が最大で約4割安い。8.9万円 → 4.9万円)

安い保険料で加入できるタイプ

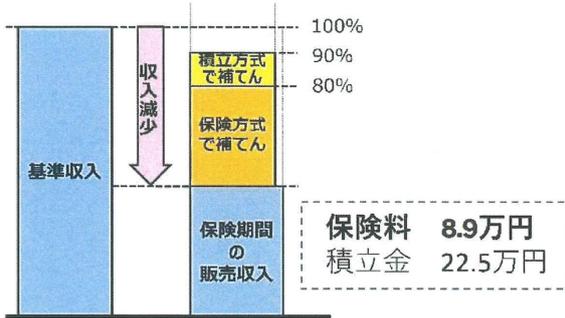
補償の下限の選択で、保険料は最大4割安く!

(複合経営の方で、収入が半減することが見込まれない農業者にオススメ)

例えば、基準収入が1,000万円の方の場合・・・

基本のタイプ

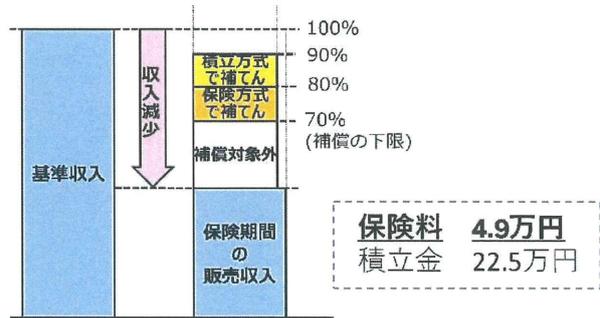
補償の下限を選択しない場合



(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

補償の下限を設けたタイプ

基準収入の70%を補償の下限として選択した場合



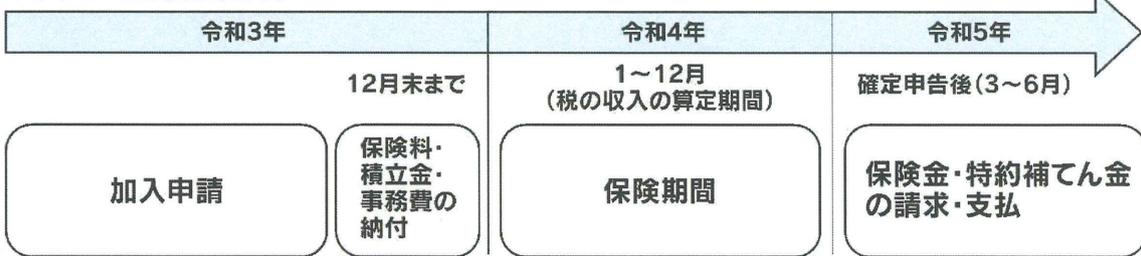
(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

(下限は70%、60%、50%から選択可)

加入・支払等のスケジュール

※保険期間が令和4年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※損害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)

NOSAIからのお知らせ

農機具共済加入者を対象に・・・

「大型特殊免許・けん引免許」取得費用を一部助成します。

対象者 令和3年度に農機具共済に加入されている方 ※加入者ごとに年度につき1名を限度
・加入者本人、配偶者、実子、実父、実母、農機具共済加入法人の構成員

対象免許 大型特殊免許、けん引免許(共に「農耕用に限る」を含む)

補助金額 1加入者あたり1万円を上限とし実費

申請期限 令和4年3月31日(木) まで



お問い合わせはお近くの

NOSAI

(農業共済)へ

東部支所 TEL.0978-63-4466

中西部支所 TEL.0973-72-3409

大分出張所 TEL.097-576-7461

南部支所 TEL.0974-22-3330

竹田出張所 TEL.0974-63-2825

北部支所 TEL.0978-32-1307